概要版

守谷市立小中学校適正配置基本方針

I. 方針の策定目的と期間

・ 「守谷市立小中学校適正配置基本方針（令和 7 年度から令和 16 年度）」は、「子どもたちにとって望ましい教育環境を確保する」という観点で、小中学校の適正規模を設定するとともに、「適正規模（子どもたちにとって望ましい環境）の学校を、市全体で中長期的に持続させる」ことを目的として策定します。

II. 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の動向

・ 令和6年度守谷市児童生徒数推計における将来人口推計では、守谷市の総人口は令和 6（2024）年度に 70,616 人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和26（2046）年度時点で 64,394 人に減少することが予想されています。

・ 市立小学校の児童数は、令和 3（2021）年度の 4,252 人をピークに減少に転じており、令和 6（2024）年度では 4,131 人となっています。推計では、10 年後の令和 16（2034）年度で 3,124 人と令和 6（2024）年度比で約 24%減少する見込みとなっています。

・ 中学校の生徒数は、令和 6（2024）年度では 1,913 人と減少に転じています。推計では今後も減少傾向が続き、10 年後の令和 16（2034）年度には 1,620 人と、令和 6（2024）年度比で約 15%減少する見込みとなっています。

将来人口推計（児童数・教室数の推移）－市全体（小学校）

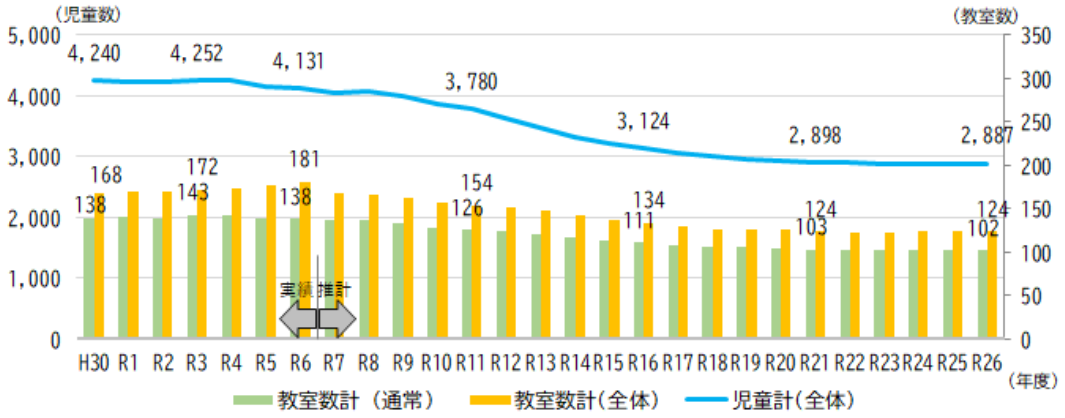

将来人口推計（児童数・教室数の推移）－市全体（中学校）

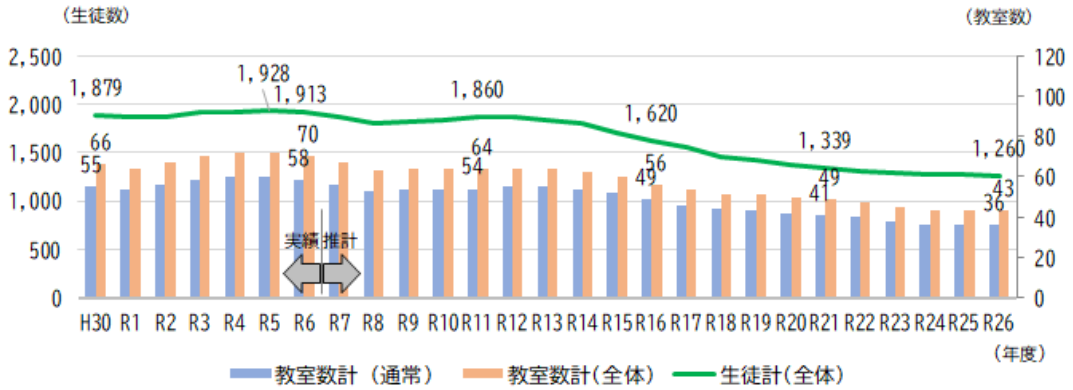

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

III. 適正規模・適正配置基本方針

1. 方針実現のための基準

（1）適正な学校規模

・ 本市においては、地域の実態や学校規模別の特性などを踏まえ、望ましい学校規模を以下のとおりに設定します。

望ましい学校規模（通常学級数）

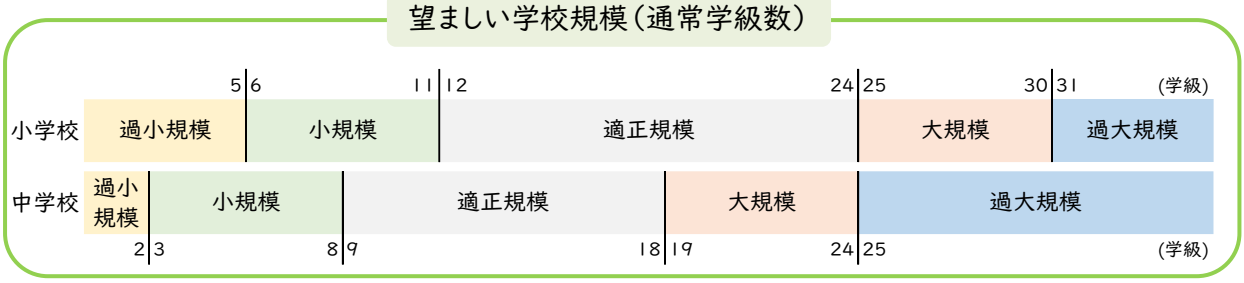

適正規模の考え方

- 適正規模の最大ラインは、市内の学校運営の現状を鑑みて、それを適切に行える範囲の学級数（小学校 24 学級、中学校 18 学級）とします。
- 適正規模の最小ラインは、全学年でクラス替えのできる規模（小学校 12 学級）とします。かつ、中学校においては免許外指導解消が可能な規模（9 学級）とします。
- 小規模の最小ラインは、小中ともに複式学級が発生しない規模（単学級規模）とします。

（2）通学距離の目安

・ 本市においては、各学校の現在の設置状況、通学路の安全性や防犯性、通学時の負担軽減などを考慮し、以下のとおりに設定します。

小学校では片道おおむね 2 ㎞以内、中学校では片道おおむね 4 ㎞以内とします。

2. 学校規模の適正化方策

（1）基本的な考え方

・ 学校規模の適正化方策については、「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という視点で具体的な問題解決の検討を進めます。

・ 検討に当たっては、本市の特性や小・中学校区の一体性、地域コミュニティ活動や防災面といった地域性を十分に考慮します。また、学校施設の収容能力や施設整備の状況、学校規模による運営費の是正などについても総合的に検討します。

（2）適正配置を検討する時期

・ 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、以下の水準が見込まれる際には、将来を見据えた具体的な対応に着手します。

小規模校

10 年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

大規模校

【小学校】 10 年後に過大規模校（31 学級以上）となる水準が見込まれる場合
【中学校】 10 年後に過大規模校（25 学級以上）となる水準が見込まれる場合

（3）本市における適正配置の実施に向けて

① 過小規模校から適正規模

・ 過小規模校の課題を解決し、教育環境を整えるために、通学区域の見直しや小規模特認校制度の導入、加配職員配置等を行い、学校規模の適正化を推進します。

・ 通学区域の変更等によっても小規模校の状態が解消しない場合は、学校統合の検討を行います。学校統合は、児童生徒、保護者、地域などへ与える影響が大きいことから、理解と協力が得られるよう十分な検討の上、地域とともに慎重に協議・調整を進めていきます。

② 過大規模校から適正規模

・ 適正規模を超える見込みのある学校については、学級数の増加が 5～10 年程度の傾向である場合は特別教室や体育館の利用状況等を検証しつつ、増築や改修等により必要教室数を確保することで対応します。10 年以上にわたって適正規模を超える学級規模が継続すると見込まれる場合には、学校活動支援策を講じた上、隣接校等の児童生徒数や施設状況等を考慮しつつ、通学区域の変更を検討します。

・ これらの対応策を講じても適正規模が確保できない場合には、学校の分離・新設の検討を行います。なお、分離・新設するための予定地確保が困難な場合は、近隣校へ一部学年の分教室を設置するなど、その他の方策を柔軟に検討していきます。

3. 中学校区ごとの適正配置の方向性

（1）守谷中学校区

- 大野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に複式学級となる基準に近い児童数の学年が見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- 黒内小学校については、特定地域選択制度等の効果を検証するとともに守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況も常に把握しながら、令和 6 年 3 月の答申に基づき、通学区域の変更等を検討します。
- 守谷中学校では教室数の不足が生じる可能性があることから、今後学級数の推移を注意深く見守り、教室数の不足する可能性が高まった場合は、特別教室等の利用状況に配慮しながら、教室の増築または通学区域の変更を検討します。

（2）愛宕中学校区

- 守谷小学校においては、守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況を常に把握し、学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 郷州小学校については、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。

（3）御所ケ丘中学校区

- 御所ケ丘小学校においては、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 松前台小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に複式学級となる基準に近い児童数の学年が見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。

（4）けやき台中学校区

- 高野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に複式学級となる基準に近い児童数の学年が見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- けやき台中学校においては、今後の学級数及び学級人数を注意深く見守り、通学区域の見直しや小規模特認校制度（※）など学校選択制度の導入等を検討していく必要があります。

※従来の通学区域は残したまま、特定の小規模校において、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度

Ⅳ. 推進に向けて

1. 今後の検討の進め方

・ 中長期的な視点による学校規模適正化に向け、部局横断的な検討体制を構築します。
・ 取組の推進にあたっては、児童生徒数の動向など関連情報について積極的に発信し、保護者をはじめとした地域住民の方々と情報を共有します。

2. 推進体制

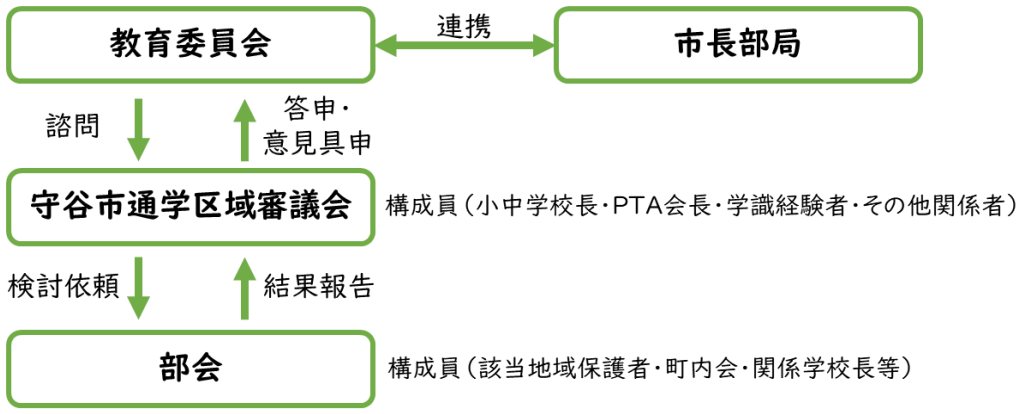

3. 留意事項

・ 適正配置の検討においては、児童・生徒への影響に最大限配慮します。
・ 地域との関わりや（避難場所など）拠点機能としての、学校の役割に配慮します。
・ 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、柔軟な対応を実施します。

守谷市立小中学校適正配置基本方針【概要版】
令和7年3月
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市教育委員会 学校教育課
TEL（0297）45-1111（代表）